

平成24年度税財政等に関する提案

全国知事会
平成23年10月

【総論】

I 地方分権改革の実現に不可欠な地方税財源の確保・充実

地域主権戦略大綱においては、「地方税財源の充実確保」が1つの柱と位置づけられ、「地域主権改革を推進し、国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲する。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分の在り方を見直す」ことが明記された。また、平成23年度税制改正大綱においては「地域主権改革を進めていく観点から、地方税を充実することが重要」であり、「社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します」とされたところである。

子育て支援・少子化対策や高齢者福祉の充実、地域経済の活性化など地方の増大する役割に対応し、地方分権改革を実現するためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠であり、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すべきである。

また、地域主権戦略大綱や出先機関改革に関する「アクション・プラン」に沿って、出先機関等の事務・権限の移譲を具体化する際には、それに伴い必要となる地方の税財源を一体として移譲することが必要不可欠である。

II 税制抜本改革の推進

1 社会保障と税の一体改革

昨年からの検討が重ねられていた社会保障と税の一体改革については、6月30日に「社会保障・税一体改革成案」（以下「成案」という。）がとりまとめられた。議論の過程においては、地方の代表を集中検討会議に参画させることなく、また、十分な意見陳述の機会も与えないという重大な問題があったが、「国と地方の協議の場」における地方六団体の意見表明などを通じて原案が大幅に修正され、地方の意見が一定程度反映されたものとなった。

全国知事会は、厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化の中で、経済状況の好転を前提に消費税・地方消費税の引き上げを含む抜本的な税制改革が不可欠であることを既に2年以上にわたって訴え続けてきたところであり、改革の推進を支持するものである。

成案はあくまで議論のスタートであり、分科会も含めた「国と地方の協議の場」において実効性のある議論を行い、その成果に基づいて相互に協力し、国民が将来に不安を感じることもない社会保障制度の構築とその財源の安定確保に努める必要がある。

具体的な検討にあたっては、以下の点を踏まえるべきである。

(1) 社会保障制度の全体像の提示

成案は、「まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ」、引き上げ分の消費税込については、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費」（社会保障四経費）に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を行うとしており、今後も利用者の増加が見込まれる障害福祉サービス等については、財源確保の見通しが明らかではない。社会保障四経費に限らず、社会保障制度の全体像をまずは提示し、その安定財源確保に向けた議論を行うべきである。

(2) 地方単独事業についての財源措置

成案では、地方の意見を踏まえ、「地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理」した上で、「地方単独事業に関して、必要な安定財源が確保できるよう、地方税制の改革などを行う」とされたところである。財源確保の対象として地方単独事業の範囲を定めるにあたっては、法令に基づき実施している事業や全国的に普及・定着しているとして過去に一般財源化された事業はもとより、乳幼児医療費助成や障害者医療費助成のように住民の声を踏まえて地方が率先して取り組んだ事業であって現在では全国的に広く行われているものも対象とすべきである。その際、住民に社会保障サービスを提供するために必要な人件費を「官の肥大化」にあたることとして対象外にすることは適当でない。

(3) 現行消費税分の取扱い

現行の地方消費税の税率や消費税に係る交付税率は、料飲税や電気税などの地方税の廃止や所得税減税等による交付税の減収を踏まえ、その水準が決定された経緯があり、地方の意見を踏まえて成案に記されたように、現行分の消費税（国・地方）については「国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しないことを前提」として検討を進めるべきである。

(4) 総合的な経済財政施策の展開と逆進性への配慮

成案では、消費税率（国・地方）の引上げを含む税制抜本改革については、経済状況の好転が条件であり、また、不断の行政改革等を推進することにより国民の理解を得ながら進めるとしている。現下の日本経済は、東日本大震災の影響により厳しい状況にあり、円高・デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要である。東日本大震災の復興事業に速やかに着手するとともに、成長戦略を実行することを通じて経済を本格的な成長軌道に乗せた上で税制抜本改革を断行するという道筋に沿って、総合的に経済財政施策を展開すべきである。

また、消費税、地方消費税の引上げを行う際には、低所得者層ほど税負担が重くなる「逆進性」が高まるとの指摘があることなども踏まえて、十分な配慮が必要である。

(5) 地方法人特別税

地方法人特別税は、あくまで暫定的な措置として導入されたものであり、税制抜本改革による地方消費税の引上げ等により、地域間の偏在性が少なく安定性の高い地方税体系の確立が図られる際には、それに対応して、そ

の廃止等を図ることを基本として検討すべきである。

(6) 社会保障・税番号制度の導入

社会保障給付の適切な実施の前提となる社会保障・税番号制度については、地方としても重大な関心を有しているところであるが、国家的な情報基盤であり、適切な個人情報保護方策を講じた上で、民間活用を図るとともに、既存のインフラである住民基本台帳ネットワークシステムを活用して、原則として国の負担により整備を進めるべきである。

2 地球温暖化対策のための財源の確保

平成 23 年度税制改正大綱及び成案の「税制全体の抜本改革」において、「地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討」するとされているところである。地方公共団体が環境施策の推進に大きな役割を担っていることを踏まえ、全化石燃料を課税ベースとする石油石炭税にCO₂排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための税」を導入する場合には、その一定割合を地方税源化すべきである。

また、揮発油税の当分の間税率を「地球温暖化対策のための税」と位置付ける場合には、軽油引取税の当分の間税率を「地方環境税（仮称）」とするとともに、現行地方揮発油譲与税の総額を確保すべきである。

さらに、自動車取得税、自動車税といった車体課税は、偏在性の少ない貴重な税源であることから、車体課税の見直しにあたっては、簡素化、グリーン化と合わせて地方税源を確保する観点から、自動車重量税と自動車税を一本化し、新しい地方税「環境自動車税」を創設すべきである。なお、環境自動車税の創設にあたっては、徴収コスト削減の観点から、「車検時徴収制度」の導入を検討すべきである。

Ⅲ 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

1 一般財源総額確保の方針堅持

偏在性の少ない地方税体系の構築を目指したとしても、地域間の財政力格差を解消することはできず、地方税源の充実に伴い地方交付税の役割は一層重要なものとなる。

平成 23 年度においては、「中期財政フレーム（平成 23 年度～平成 25 年度）」に基づき、地方交付税総額について前年度を 0.5 兆円上回る 17.4 兆円を確保するとともに、地方一般財源総額について前年度を 0.1 兆円上回る 59.5 兆円を確保するなど地方の財政運営に最低限必要となる財源が確保された。しかしながら、社会保障関係経費が増加する中で一般行政経費（単独）は前年度並みとされ、投資的経費（単独）は削減されるなど、地方独自の歳出は抑制されている。

「中期財政フレーム（平成 24 年度～平成 26 年度）」においては、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、平成 24 年度から平成 26 年度の間、平成 23 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとの方針が明記された。また、「平成 24 年度予算の概算要求組替え基準について」においては、「東日本大震災からの復興の基本方針」において、国・地方合わせた財源の確保にあわせて行うこととされている地方交付税の加算等につ

いては、その全額を国の一般会計歳出における「歳出の大枠」への加算の対象とし、歳出抑制の対象としないこととされた。

こうしたことを踏まえ、平成 24 年度予算の概算要求においては、地方交付税について、交付税特別会計における前年度からの繰越を見込めない中、別枠の加算 1.4 兆円を含め、前年度を 0.8 兆円上回る 17.2 兆円を一般会計から繰り入れることにより交付税総額を 17.1 兆円とし、地方一般財源総額については、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、平成 23 年度を 0.5 兆円上回る 60 兆円を確保するとされたところである。今後の予算編成においては、「中期財政フレーム（平成 24 年度～平成 26 年度）」において、地方交付税を含む基礎的財政収支対象経費に一定のキャップが設けられていることから、大変厳しい議論が行われることが見込まれるが、地方の一般財源総額について実質的に平成 23 年度の水準を下回らないようにするとの方針が貫徹されるべきである。

また、震災からの復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組めるように財政措置することはもとより、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、地方の復旧・復興事業費及びその財源については、通常の数入歳出とは別枠で整理した上で、地方交付税の加算を行う等により確実に復興財源を確保するべきである。

2 現下の経済情勢、基金事業の性格等を踏まえた財源措置

世界同時不況から脱するため平成 21 年度第 1 次補正予算等で創設した基金の多くが平成 23 年度をもって期限を迎え、加えて東日本大震災の復興財源確保のため公共事業費等が更に削減されることとなれば、急激かつ歴史的な円高により厳しさを増している地域経済に甚大な影響が生じるおそれが高い。

被災地の復興を支えるためには経済の回復の足取りを確かなものとする必要があり、そのためにも、経済成長を促進するための政策を積極的に推進するとともに、東日本大震災を教訓とする地域の防災対策事業や災害に強い国土構造を実現するための社会資本整備を着実に進めなければならない。

妊婦健診の無料化など、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべきものについては、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財政措置を講じるべきである。また、最近の厳しい社会経済情勢を踏まえ、必要に応じ基金事業の期間を延長し、地方自治体の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うべきである。

IV 課税自主権の活用等

課税自主権は、憲法によって保障された極めて重要な権利であり、厳しい地方財政事情を踏まえて、独自の財源確保や地域における特定政策実現のため、その積極的な活用が求められる。

政府が掲げる地域主権型の国づくりを進めていく上で、自治体運営の自由度をより一層高めていく必要があり、地域の特色、事情等を踏まえた地方団体の創意工夫を活かすためにも、住民の理解を得ながら、課税自主権のさらなる活用、拡充に取り組むべきである。

他方、課税自主権の発揮によって地方税源を量的に拡充することには、国・地方を通じ主要な税源が法定税目とされていることから自ずと限界があり、例えば地方の社会保障財源など歳出の基本を賄う手段としてはふさわしくないことに留意する必要がある。

また、税負担軽減措置等は、国が地方の課税権を制約するものであり、対象の絞り込み等の見直しを行うべきである。その上で、平成 23 年度税制改正大綱において創設を検討するとされた「法定任意軽減措置制度（仮称）」については、地方の自主性を尊重するとともに、住民にとって分かりやすい制度となるよう、税負担軽減措置の適用期間や軽減の程度を条例に委ねる仕組みを導入することが適当である。

V 国と地方の協議の場における意見の反映

国と地方公共団体との役割分担に関する事項、地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項等については、法定化された「国と地方の協議の場」における協議項目とされている。平成 24 年度地方財政対策や税制改正等についても、「国と地方の協議の場」の議題とし、地方の意見を適切に反映すべきである。

【各論】

I 地方税制度（個別税目）の見直し等

1 個人住民税の充実確保

個人住民税は「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分任するとの考え方から、所得控除の額は所得税より低い額となっている。配偶者控除等の見直しにあたっては、こうした税目ごとの基本的な性格を踏まえつつ、所得税と住民税を一体として検討すべきである。

また、所得税から住民税への 3 兆円の税源移譲により、従前にも増して地方の基幹税目として重要なものとなっていることを踏まえ、新たな税額控除の導入は厳に慎むとともに、生命保険料控除等の政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めるべきである。

2 地方法人課税の堅持及び外形標準課税制度の拡充

地方法人課税は、法人の事業活動を支える地方団体からの様々な行政サービス等に対して法人が応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方団体の重要な財源である地方法人課税についての安易な縮減などの議論は受け入れられないものではない。

また、景気動向に配慮しつつ、法人事業税の応益課税としての性格の明確化や税収の安定化の観点から、対象法人の資本金要件の見直しや付加価値割の拡大など、外形標準課税制度の拡充を検討すべきである。

3 法人事業税における収入金額課税制度の堅持

電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

4 日本銀行の国庫納付金の課税対象化

日本銀行の国庫納付金相当額を法人関係税の課税対象とすること。

5 社会保険診療報酬に係る課税特別措置の見直し

事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特別措置の見直し（所得計算の特例及び医療法人に対する軽減税率の適用の撤廃）を行うこと。

6 個人事業税の課税の仕組みの見直し

個人事業税については、多様化する事業形態に対応して、課税の公平性を確保し、分かりやすい税制とするため、現行の課税対象業種の限定列举方式の見直しなど、課税の仕組みを抜本的に検討すること。

7 自動車取得税の堅持

自動車取得税は、自動車による交通事故や騒音、CO₂の排出などの社会的費用に関し地方公共団体が供給する行政サービスに対して、受益に着目した税負担を求めるものであり、偏在性の少ない貴重な税源であることから堅持すること。

8 不動産取得税の特例措置の見直し

不動産取得税については、都道府県の貴重な財源であることから、標準税率引き下げの特例措置等を見直し、その安定的確保を図ること。

9 たばこ税の税率引上げと地方分の確保

国民の健康保持の観点からたばこの消費を抑制するため、たばこ税の税率を引き上げる際には、国と地方のたばこ税の割合が従来から1：1であることに十分留意し、引き続き、地方分の財源を堅持すること。

10 固定資産税の安定的確保

固定資産税については、地方団体の重要な基幹税目であることから、平成24年度の評価替えにあたって、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、様々な軽減措置を見直すことなどにより、その安定的確保を図ること。

11 還付加算金の利率の見直し

還付加算金の法定利率の設定について、社会経済情勢を反映した利率に見合うよう引き下げること。

Ⅱ 地方交付税制度の見直し等

1 地方財政計画における財源不足額の適切な算定

地方財政計画上、地方交付税の算定基礎となる財源不足については、増嵩する社会保障関係費、厳しい地方の経済雇用情勢への対応などの歳出を確実に積み上げるとともに、経済情勢を踏まえ厳しく税収額を見込むなど、適切に算定すること。

2 義務的経費の交付税算入不足の解消

警察官や教員の給与費等の義務的経費について、基準財政需要額が決算額を下回る算入不足を解消するよう基準財政需要額を適切に積み上げること。また、難病治療研究に係る国庫補助など地方に多額の超過負担が生じているものについては、早期解消を図ること。

3 基金事業に係る地方負担への適切な措置

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金など国の経済対策により設置した基金を活用して平成24年度に実施する事業に伴う地方負担については、地方財政計画に積み上げた上で基準財政需要額に反映すること。

4 地方単独事業に対する確実な財源措置

近年、社会保障関係費が増加する一方、地方単独経費は抑制されているが、地方の厳しい経済雇用情勢を踏まえ、自主的な施策に必要な経費を適切に措置するため、社会保障に係る地方単独事業はもとより、それ以外の地方単独事業についても適切に財政需要を積み上げ、所要額の確保を図ること。

5 地域の実情に応じた適切な財政需要の確保

社会資本整備の地域間格差や、条件不利地域、大都市といった多様な条件を抱える地方公共団体の実情を踏まえ、必要となる投資的事業等の財政需要を適切に確保すること。

6 「地域活性化・雇用等対策費」の確保

平成23年度地方財政計画で計上された「地域活性化・雇用等対策費」については、平成25年度まで継続するとされ、その額は平成23年度の1兆2千億円を1つの基準に毎年度決定するとされているが、震災や円高の影響などで地方の経済雇用情勢の厳しさが増していることを踏まえ、所要額を確保すること。

7 臨時財政対策債の償還財源の確保

臨時財政対策債については、その償還額が累増していることを踏まえ、発行額の縮減に努めるとともに償還財源を確実に確保すべきである。

平成 24 年度税財政等に関する提案 (参考資料)

平成 23 年 10 月
全国知事会

社会保障・税一体改革成案

原案

(6月3日社会保障改革に関する集中検討会議)

・現行分を含めた、消費税の全税収(国・地方)を、高齢者三経費を基本としつつ、「社会保障四経費」における国と地方の役割分担に応じて配分を行う。

・地方単独事業で提供されているサービスについては、独自に財源が確保できるよう、地方自治体の課税自主権の拡大・発揮について検討。

成案(6月30日閣議報告)

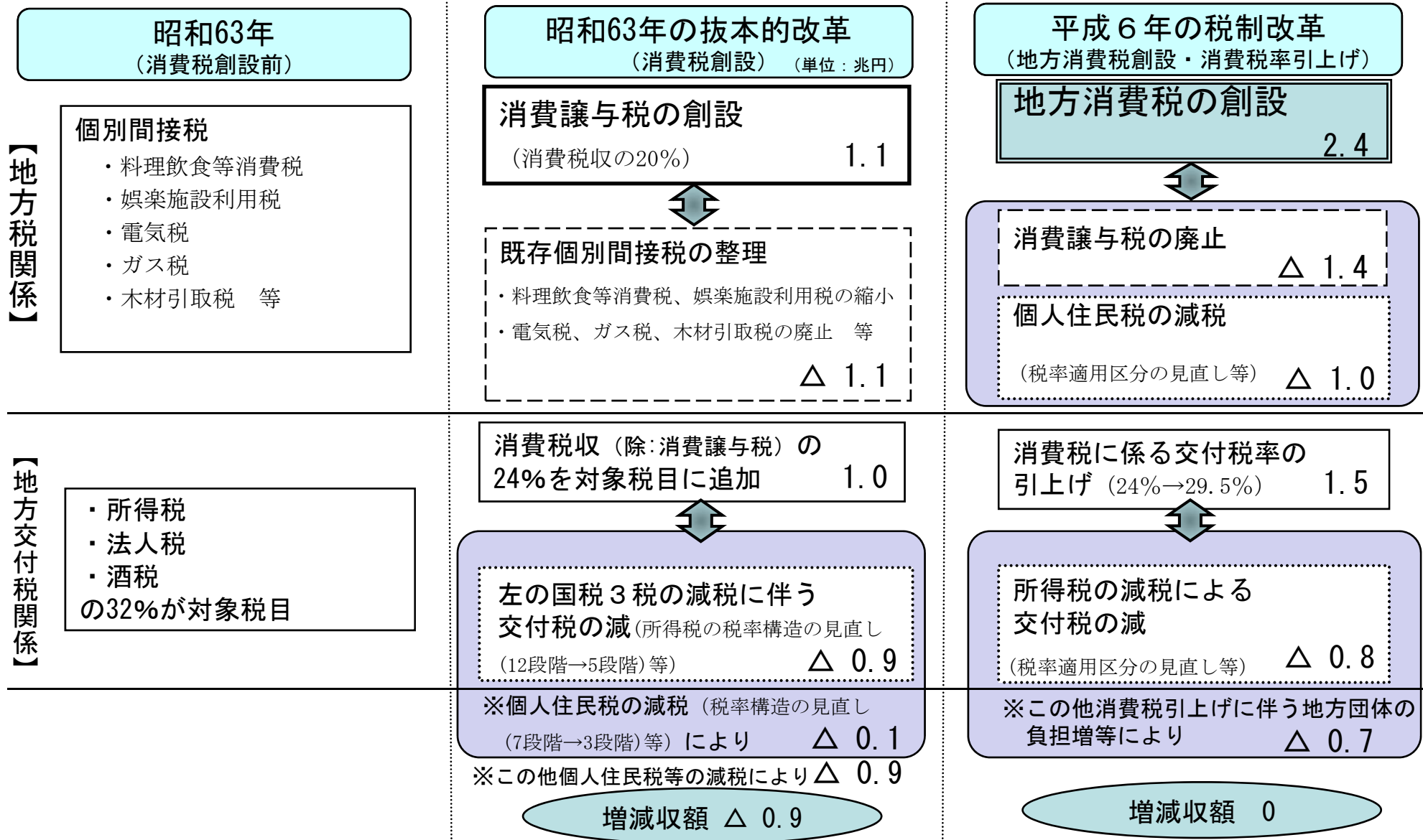
- ① 現行分の消費税(国・地方)については、国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを維持。
- ② 引き上げ分の消費税収については、社会保障四経費に則った範囲における国と地方の役割分担に応じて配分を行う。

地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理した上で、地方単独事業に関して、必要な安定財源が確保できるよう、地方消費税の充実等の地方税制の改革などを行う。

成案は、「国と地方の協議の場」などにおける議論を通して大幅に修正され、原案に比べて地方の意見が一定程度反映されたものとなった。

しかしながら、今回の「成案」は、あくまで議論のスタートであり、今後、分科会も含めた「国と地方の協議の場」において継続的かつ実質的な協議を行う必要がある。

現行の地方消費税の税率及び国の消費税に係る地方交付税の法定率については、昭和63年の抜本的改革の際に実施された料理飲食等消費税や電気税をはじめとする地方の個別間接税の整理、平成6年の税制改革の際に実施された個人住民税や所得税の減税等によって生じた地方税や地方交付税の減収の身替わりとして、地方税財源を確保する観点から、その水準が決定された経緯がある。



社会保障関係費の現状(平成22年度当初)

(単位:兆円)

	国費を伴う事業		地方単独事業 c	地方負担計 b+c	国:地方比率 (a : b+c)
	国費 a	地方費 b			
基礎年金	9.9	0.7	—	0.7	「高齢者3経費」
後期高齢者医療	4.5	2.2	0.0	2.2	
介護	2.2	2.1	0.2	2.3	
小計①(高齢者3経費)	16.6	5.0	0.2	5.2	国:地方 = 3 : 1 (76.1% : 23.9%)
その他年金(恩給等)	1.4	0.0	0.0	0.0	「社会保障4分野」
医療	5.1	1.5	2.9	4.4	
子ども・子育て	2.4	1.9	1.8	3.7	
小計②(社会保障4分野)	25.5	8.4	4.9	13.3	国:地方 = 2 : 1 (65.7% : 34.3%)
障害者福祉等	2.4	1.1	2.3	3.4	「関係経費全体」
合計(関係経費全体)	27.8	9.5	7.3	16.8	国:地方 = 3 : 2 (62.3% : 37.7%)

地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計は、今後総合的に整理される

(注) 国費及び地方負担額は総務省の資料による。

国と地方が一体として提供する社会保障サービス

項 目	補助事業	地方単独事業
予防接種	予防接種による健康被害(国1/2)	予防接種自体(インフルエンザ等)【1,110億円】
がん検診	子宮頸がん、乳がん(国1/2)	胃がん、肺がん、大腸がん等【970億円】
保健所経費	肝炎検査、HIV検査等特定業務(国1/2)	一般的保健所経費【2,630億円】
母子・乳幼児	母子手帳・乳幼児家庭全戸訪問、妊婦健診(9回分)(国1/2)	妊婦健診(5回分)・乳幼児健診【850億円】
児童福祉	子ども手当(国定率負担)、児童扶養手当(国1/3)	児童相談所【350億円】、乳幼児医療費【2,400億円】
保育所経費	私立認可保育所(1/2)	公立認可保育所、認可外保育所、保育料軽減【9,700億円】
老人福祉施設	特養、老人保健施設の入居費用(介護保険施設) (保険料50%、国20%)	養護老人ホーム、軽費老人ホーム等【800億円】
障害者医療	自立支援医療費(特定の医療費を自己負担 1割水準まで軽減)(国1/2)	その他障害者医療費【2,150億円】
生活保護	生活保護扶助(国3/4)	福祉事務所(ケースワーカー等)【750億円】
国民健康保険	国・地方の定率負担(保険料50%と国43%)	保険料軽減【3,670億円】

注:地方単独事業の金額は、総務省調査による。

「社会保障・税一体改革」の今後の議論

1 「社会保障給付の全体像」の提示

- 高齢者三経費や社会保障四経費に限定せず、社会保障の総合化を見据え、障害者施策や就労支援等を含めた社会保障の全体像をまずは提示すべき。

＜平成23年9月13日第178回国会における野田総理所信表明演説＞

- ・ 社会保障制度については、「全世代対応型」へと転換し、世代間の公平性を実感できるものにしなければなりません。
- ・ 若者、女性、高齢者、障害者の就業率の向上を図り、意欲ある全ての人ができる「全員参加型社会」の実現を進めるとともに、貧困の連鎖に陥る者が生まれぬよう確かな安全網を張らなければなりません。

2 地方単独事業についての財源措置

- 法令等により義務づけられた事業はもとより、乳幼児医療費助成や障害者医療費助成のように住民の声を踏まえて全国的に展開されている事業も対象とすべき。

乳幼児医療助成…全都道府県において実施

＜少子化対策基本法＞

第16条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、児童手当、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

障害者医療助成…全都道府県において実施

＜障害者基本法＞

第12条第3項 国及び地方公共団体は、障害者とその年齢及び障害の状態に応じ、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

- 現金給付のみならず、サービス給付も社会保障給付であることを前提に、マンパワーに係る人件費等についても対象とすべき。

(例) 保育所保育士：約88,700人、保健師・助産師：約35,500人、ケースワーカー：約21,700人、児童福祉司：約2,600人

一体的な社会保障サービスを提供するための地方単独事業 (代表的なもの)

法令等により義務づけられた事業

(保育・子育て支援等)

- 公立保育所・幼稚園の運営
- 私立保育園・幼稚園運営助成
- 児童相談所・一時保護所の運営
- 放課後児童対策、児童館運営
- 民生児童委員の活動 等

(予防、健診、検診等)

- 予防接種 (インフルエンザ等)
- 保健所、市町村保健センターの運営
- 健康診査 (妊産婦、乳幼児、生活習慣病等)
- がん検診 (胃、肺、大腸がん等) 等

(救急医療)

- 小児救急、周産期救急、夜間休日救急等

(生活保護、高齢者、障害者等の福祉)

- ケースワーカー
- 障害者施設、小規模作業所
- 障害者自立支援
- 養護老人ホーム、軽費老人ホーム 等

(国民皆保険、医療機会の確保)

- 国保保険料引き下げ
- 病院事業会計負担金・補助金・繰入金

全国的に展開されている事業

(医療費の軽減)

- 乳幼児医療費助成
- 障害児 (者) 医療費助成
- 母子 (父子) 家庭医療費助成
- 難病患者医療費助成 等

(介護・福祉等)

- 介護予防・地域支えあい事業
- 介護用品の支給事業
- 高齢者在宅支援、社会活動支援 等

(子育て支援等)

- 地域子育て支援センター 等

地球温暖化対策のための税①

現行の石油石炭税にCO2排出量に応じた税率を上乗せ

〔石炭〕

〔天然ガス、石油ガス等〕

〔原油及び石油製品〕

石油石炭税(国税)

地球温暖化対策のための税

平成22年10月28日政府税調提言内容

地球温暖化対策に関する
地方の役割等を踏まえて、
一定割合を地方税源化すべき

平成23年度税制改正大綱(抜粋)

第2章 6. 環境関連税制

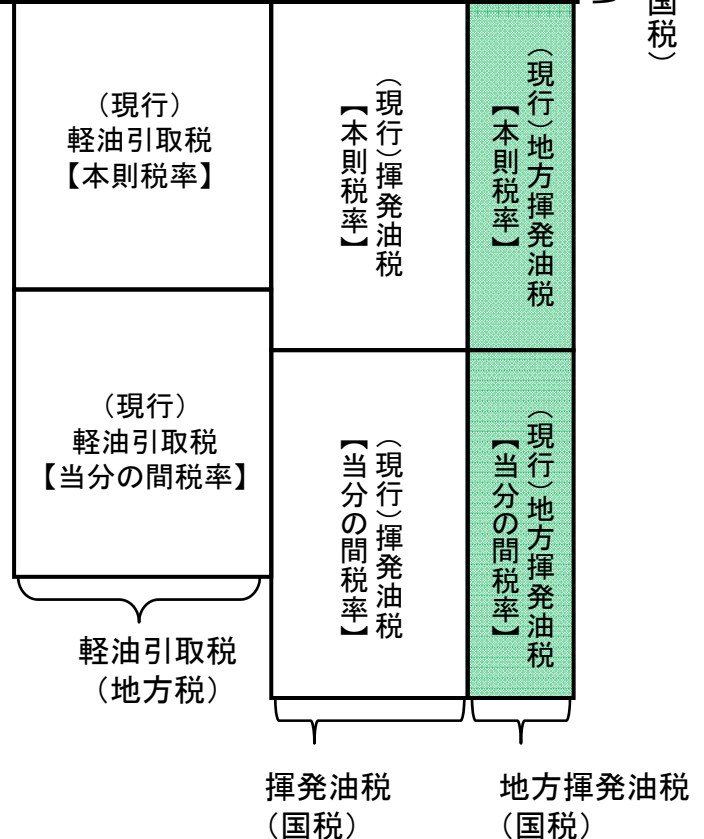
(4) 地球温暖化対策に関する地方の財源確保

地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組が進められることが不可欠です。既に地方公共団体が、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施していることを踏まえ、エネルギー起源CO₂排出抑制策、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討します。

第3章 9. 検討事項

〔国税・地方税共通〕

(5) 地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成24年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めます。



地球温暖化対策について

地方公共団体の地球温暖化対策

平成22年度予算額

合計 **約1兆6,400億円**

(都道府県：約9,200億円、市町村：約7,200億円)

CO ₂ 、メタン、一酸化二窒素、 代替フロン等に関する対策 ・公共交通機関の利用促進 ・太陽光発電設備の導入促進 ・家庭用廃食油の資源化の促進	約1兆1,400億円
温室効果ガス吸収源対策 ・森林整備事業	約4,700億円
その他の対策 ・温暖化対策地域推進計画の策定 ・温室効果ガス排出量の調査、公表	約300億円
合計	約1兆6,400億円

国の地球温暖化対策

平成22年度予算額

合計 **約1兆1,284億円**

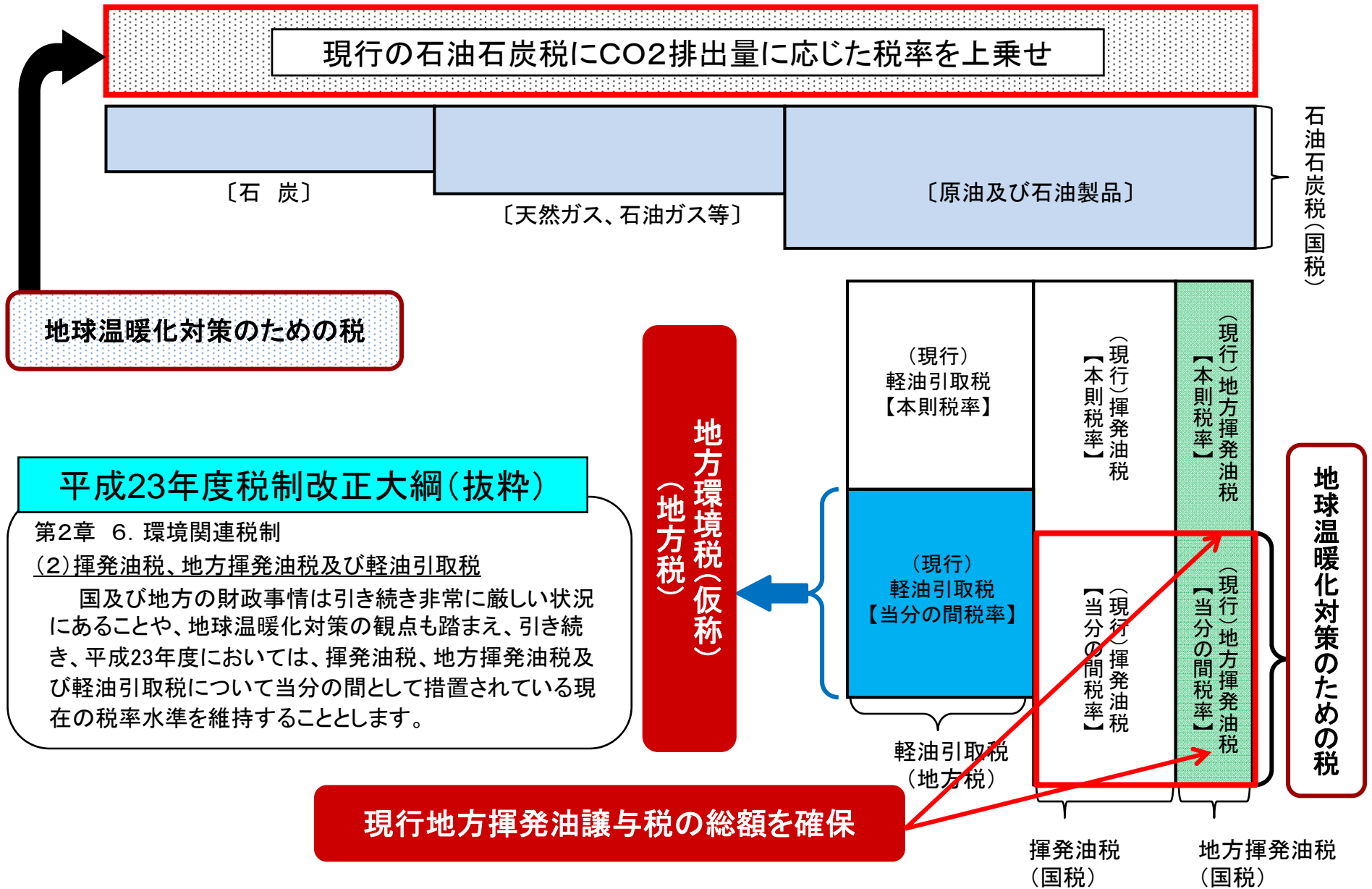
京都議定書6%削減約束に 直接の効果があるもの	5,029億円
温室効果ガスの削減に 中長期的に効果があるもの	3,405億円
その他結果として温室効果ガスの 削減に資するもの	2,167億円
基盤的施策など	683億円
合計	1兆1,284億円

※ 総務省が予算額を調査し作成したもの。

※環境省報道発表資料を基に総務省が作成したもの。

地方は、国以上に、地球温暖化対策推進の上で大きな役割を担っている。

地球温暖化対策のための税②



環境自動車税(仮称)の創設

【これまでの経緯】

H21年11月 原口総務大臣(当時)が環境自動車税の創設を提唱

H22年 3月 総務省に「自動車関係税制に関する研究会」(座長:神野直彦 東京大学名誉教授)を設置

H22年 9月「自動車関係税制に関する研究会報告書」公表

H22年11月 片山総務大臣(当時)が「環境自動車税(仮称)に係る基本的な考え方」を税制調査会に提案

自動車税(地方税)

○排気量等に応じた課税

○毎年度徴収

※平成23年度税込収

地方 1.6兆円

自動車重量税(国税)

○車両重量に応じた課税

○車検時徴収(2~3年ごと)

※平成23年度税込収

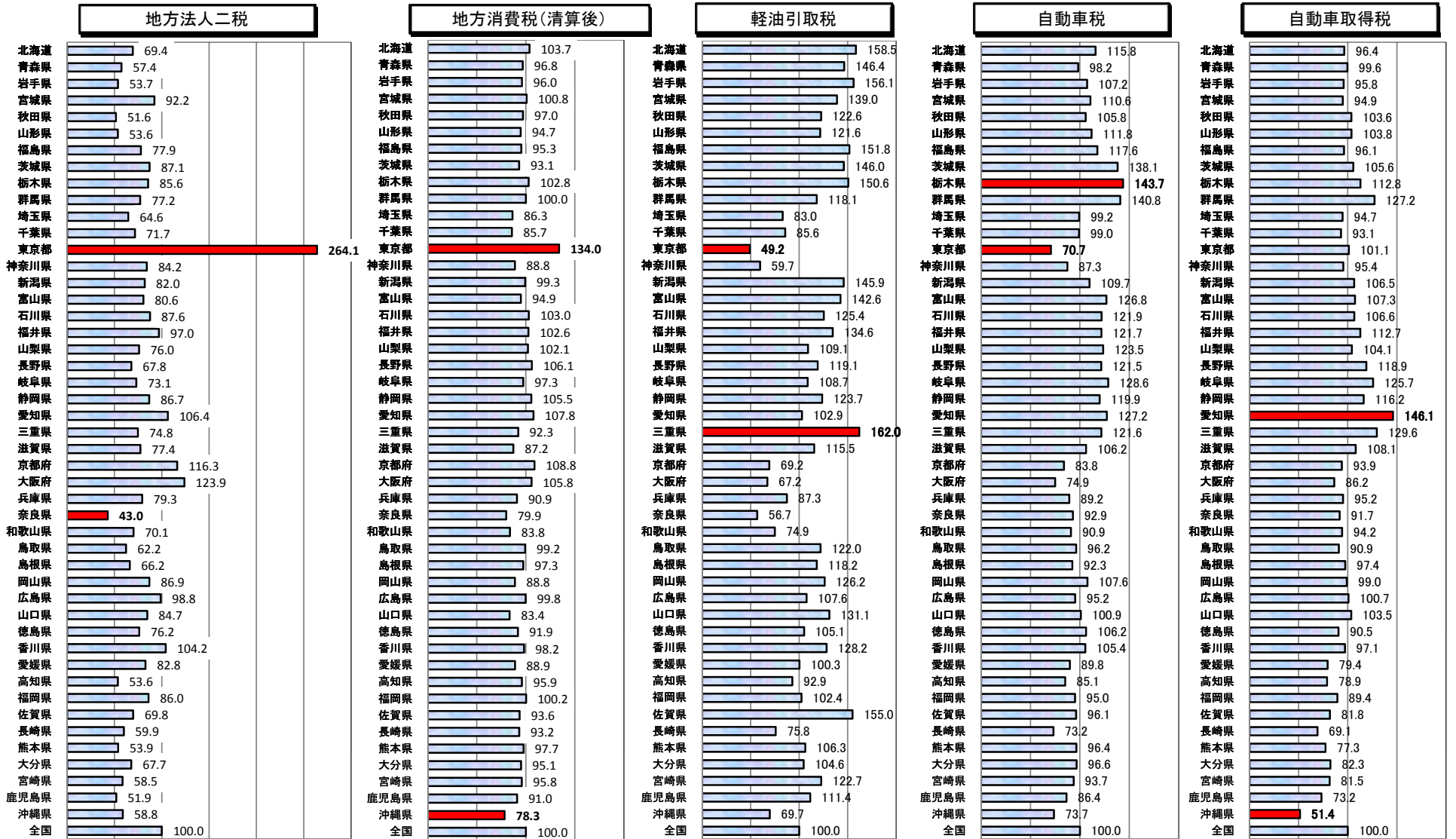
国 0.4兆円
地方 0.3兆円
(自動車重量譲与税)

現行の自動車税と自動車重量税を一本化
~グリーン化・簡素化~

環境自動車税(仮称)
(新しい地方税)

人口一人当たりの税収額の指数(平成21年度決)

大都市への税源偏在が課題となる中で、軽油引取税・自動車税・自動車取得税は偏在性の少ない貴重な財源



最大/最小: 6.1倍
(東京) (奈良)

最大/最小: 1.7倍
(東京) (沖縄)

最大/最小: 3.3倍
(三重) (東京)
9,083億円

最大/最小: 2.0倍
(栃木) (東京)
1兆6,544億円

最大/最小: 2.8倍
(愛知) (沖縄)
2,310億円

平成24年度の地方交付税総額について

平成23年度の地方交付税については、交付税特会の繰越金1兆円の加算等により総額が確保されたが、平成24年度においては特会の繰越を見込めないことを踏まえ、所要額を一般会計から繰り入れる必要がある。

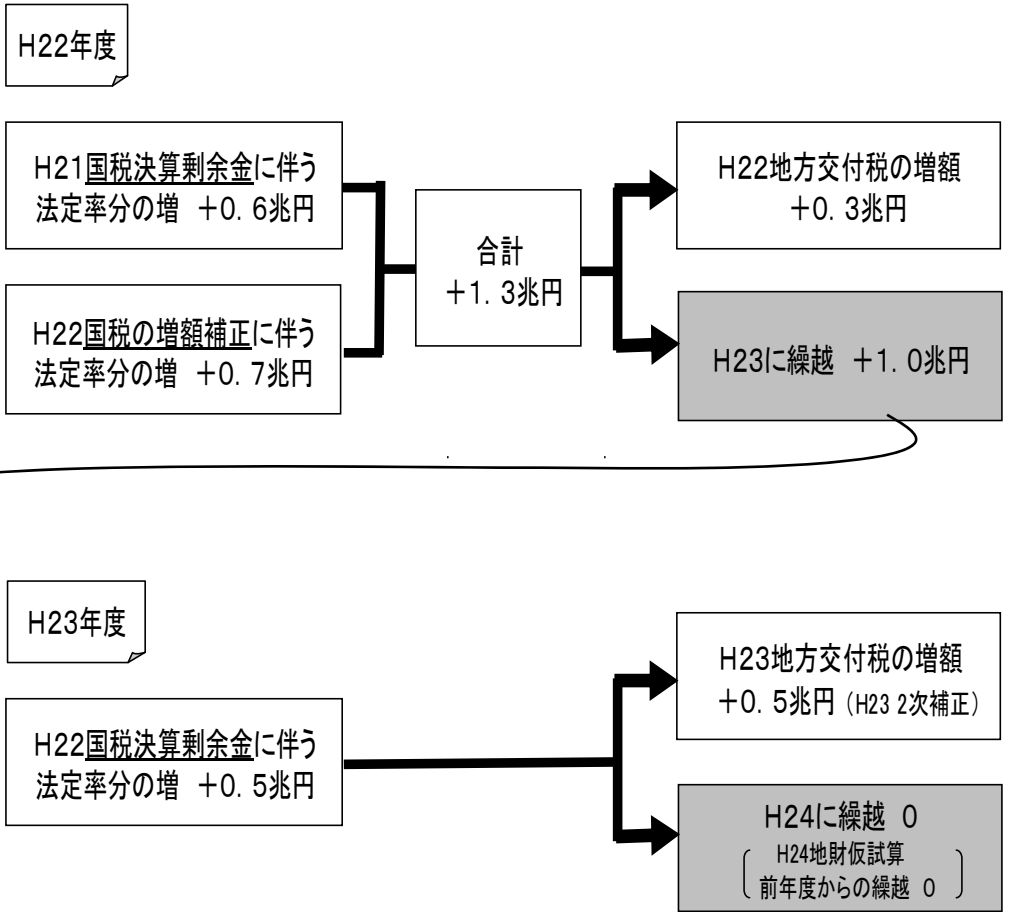
○H23、H24地方交付税総額算定基礎

(単位:兆円)

区 分		H23 予算	H24 概算要求
一般 会計	国税5税の法定率分	10.5	10.8
	一般会計からの加算	5.9	6.3
	計(入口ベース) ①	16.4	17.2
交付税 特会	特会借入金償還・利子	△0.5	△0.5
	剰余金の活用	0.5	0.4
	前年度からの繰越	1.0	0.0
	計 ②	1.0	△0.1
地方交付税総額(出口ベース) ①+②		17.4	17.1

(注) 四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

＜H22、H23における国の補正予算に伴う地方交付税の取扱い＞



地方一般財源総額の確保について

○「中期財政フレーム(平成24年度～平成26年度)」(平成23年8月12日閣議決定)(抜粋)

地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成23年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

○総務省「平成24年度の地方財政の課題」(平成23年9月29日公表)(抜粋)

「中期財政フレーム(平成24年度～平成26年度)」及び「概算要求組替え基準」と基調を合わせつつ、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、実質的に平成23年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保。

○「平成24年度予算の概算要求組替え基準について」(平成23年9月20日閣議決定)(抜粋)

「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定)において、国・地方合わせた財源の確保にあわせて行うこととされている地方交付税の加算等については、その全額を「歳出の大枠」への加算の対象とする。

○総務省「平成24年度の地方財政の課題」(平成23年9月29日公表)(抜粋)

震災からの復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、地方の復旧・復興事業費及びその財源については、通常の歳入歳出とは別枠で整理し、国費による措置を大幅に拡充した上で、地方財源を確実に確保。

各種交付金による基金一覧

世界同時不況から脱するため平成21年度第1次補正予算等で創設した基金の多くが平成23年度をもって期限を迎える。妊婦健診の無料化など、本来恒常的に実施すべきものは基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財政措置を講じるべき。また、最近の厳しい社会経済情勢を踏まえ、必要に応じ基金事業の期間を延長し、地方自治体の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うべき。

	基金名等	事業期間	国予算総額（億円）					合計
			H20 2次補正	H21		H22		
				1次補正	2次補正	予備費	国補正	
1	地方消費者行政活性化基金	H21～23 (希望すればH24まで可)	150	110				260
2	高校生修学支援基金	H21～23		486				486
3	妊婦健康診査臨時特例基金	H20～23	790				112	902
4	子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時基金	H22～23					1,085	1,085
5	安心こども基金	H20～23	1,000	1,500	200		1,000	3,700
6	介護職員処遇改善等臨時特例基金	H21～23		4,773				4,773
7	介護基盤緊急整備等臨時特例基金	H21～23		2,495		137	502	3,134
8	障害者自立支援対策臨時特例基金	H21～23	855	1,523			39	2,417
9	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	H21～23		1,062				1,062
10	緊急雇用創出基金	H21～23 (1000億円分はH24まで)	1,500	3,000	1,500	1,000	1,000	8,000
11	ふるさと雇用再生特別基金	H21～23	2,500					2,500
12	森林整備加速化・林業再生基金	H21～23		1,238		61	94	1,393
13	地域グリーンニューディール基金	H21～23		550				550
14	地域自殺対策緊急強化基金	H21～24		100			8	108
15	新しい公共支援事業基金	H22～24					86	86
16	地域医療再生臨時特例基金	H21～25		3,100			2,100	5,200
17	医療施設耐震化臨時特例基金	H21～22 (※)		1,222				1,222
合計			6,795	21,159	1,700	1,198	6,026	36,878

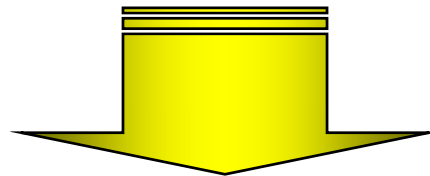
(※) やむを得ない場合は、耐震化整備事業が完了するまで

国と地方の協議の場における意見の反映

国と地方の協議の場に関する法律(抜粋)

第三条 協議の場において協議の対象となる事項は、次に掲げる事項のうち重要なものとする。

- 一 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
- 二 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- 三 経済財政政策、社会保障に関する政策、教育に関する政策、社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの



平成24年度の地方財政対策や税制改正等について、「国と地方の協議の場」の議題とし、地方の意見を適切に反映すべき